

徳島県賃上げ応援サポート事業のご案内

設備投資等の生産性の向上に取り組む、
賃上げを行う「中小・小規模事業者」を支援します！

①国の業務改善助成金の上乗せ助成

生産性向上のために設備投資等を行うとともに、賃金引き上げに取り組む、国の「業務改善助成金」を受給した事業者に対して、「業務改善助成金」の助成率に応じて、助成金を上乗せして補助します。

業務改善助成金については
こちらをご確認ください。



<対象要件>

- 令和7年4月1日以降に徳島労働局に
国の「業務改善助成金」の交付申請を行い、
**令和8年2月27日（金）までに確定通知を
受けていること**等

設備投資額が助成上限額内の場合

国の助成率	県の助成率	国と県を あわせて
設備投資等に 要した費用 × 4/5の場合	設備投資等に 要した費用 × 1/5	設備投資等に 要した費用 × 5/5
設備投資等に 要した費用 × 3/4の場合	設備投資等に 要した費用 × 1/4	設備投資等に 要した費用 × 4/4

※設備投資が助成上限額を超える場合は、一部負担あり

実質
負担なし！

②社会保険労務士への報酬費用補助

次の（ア）「業務改善助成金」、（イ）「キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）」の書類作成等に係る社会保険労務士への報酬費用を補助します。（※1）

（ア）「業務改善助成金」

※令和7年4月1日以降に労働局に「業務改善助成金」の交付申請を行い、**令和8年2月27日（金）までに、額の確定通知を受けていること。**

（イ）「キャリアアップ助成金 （社会保険適用時処遇改善コース）」

※令和7年4月1日以降にキャリアアップ計画書を提出し、**令和8年2月27日（金）までに、徳島労働局に受理されていること。**

社会保険労務士への依頼を考えている方は、
補助制度の活用もご検討ください！



<補助額>

- 報酬費用に補助率1/2をかけた額（上限：10万円）

※（ア）及び（イ）の両方を提出する場合、
上限額は各10万円となります。

<申請手順>

（ア）のみ申請	⇒	「①上乗せ助成」とあわせて提出
（ア）＋（イ）を申請	⇒	「①上乗せ助成」とあわせて提出
（イ）のみ申請	⇒	単独で提出

（※1）年間契約をしている場合は、上記（ア）、（イ）の書類作成等を依頼したことで、追加で発生した料金部分を補助対象とします。

申請方法

申請書類を**令和8年3月2日（月）【必着】**までに、徳島県生活環境部労働雇用政策課に提出してください。

※予算の範囲内で交付するため、申請期限内に募集を終了する場合があります。

※詳しくは県HPをご確認ください。

県HPはこちら！

「徳島県賃上げ応援サポート事業」に関するお問い合わせ

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県生活環境部労働雇用政策課 労働・働きがい推進担当

MAIL : roudoukoyouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

徳島県 賃上げ応援サポート

検索

TEL : 088-621-2346

FAX : 088-621-2852

